

## ご意見を募集します

町では、次の計画案について、パブリックコメント（住民意見公募）により町民の皆様  
の意見を募集します。

## ○都市計画法第34条第11号及び第12号の規定による区域指定の変更について

## 【意見募集の趣旨】

近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、国では自然災害に対応した安全安心なまちづくりを進めており、災害ハザードエリアにおける開発抑制等の対策を講じるために、都市計画法の一部が改正（令和4年4月1日施行）されました。当町においても都市計画法の改正に係る土地の利用方法について、計画の見直し・変更を進めているところです。今回、区域指定について変更（案）を取りまとめましたので、下記のとおり意見を募集します。

【意見を提出できる人】 滑川町内に土地を所有する個人及び法人

## 【閲覧図書】

■ 変更後区域（案）・全体図（1/10000）・区画割図（17分割 1/2500）

■ 参考資料（都市計画法の改正について）

※ホームページでは参考として資料（縮小版）を添付しておりますが、原本（A0）による詳細位置の確認を希望する場合、お手数ではございますが建設課窓口での閲覧をお願いいたします。

【閲覧方法】 役場建設課窓口、町ホームページ

【閲覧、意見提出期間】 11月5日（金）17：00まで

## 【意見の提出先、提出方法】

## ■ 提出方法

ご意見提出の際には、意見提出用紙（建設課窓口にて配布・ホームページよりダウンロード）に「氏名」、「住所」、「電話番号」を必ず記載していただき、11月5日（金）までに次のいずれかの方法によりご提出ください。

**①建設課窓口への持参** **②郵送（11月5日（金）必着）** **③電子メール**

※必要事項の記載のないもの、電話・窓口等での口頭による意見については受付出来ませんのでご注意ください。

※お寄せいただいたご意見に対する個別回答はいたしませんのでご了承ください。


※お寄せいただいたご意見は公表される可能性がありますのでご了承ください。

※記載していただいた個人情報は、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、ご意見の公表の際には個人情報は公開いたしません。また、個人情報に関しては、適正に管理・取扱いいたします。

## ■ 提出先、お問い合わせ先

〒355-8585 埼玉県比企郡滑川町大字福田 750-1

滑川町役場 建設課 都市計画担当 宛

 0493-56-4068（直通）

E-mail na3411503@town.namegawa.lg.jp

（裏面あり）

# 都市計画法の改正について(令和4年4月1日)

※政令・条例施行前に許可申請された案件については従前の審査基準に基づいて審査します。

## 災害危険区域等における開発の原則禁止（自己の居住用を除く）

災害危険区域等（災害ハザードエリア）は、原則として開発区域に含まないことを規定しており、自己の業務の用に供する施設のみが規制対象でしたが、令和4年4月1日以降は、自己の居住の用に供する住宅以外の開発行為は原則として災害レッドゾーンを含むことができなくなります。

災害レッドゾーン	根拠規定
災害危険区域	建築基準法第39条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法第3条第1項
土砂災害特別警戒区域	土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項

## 市街化調整区域における開発の厳格化（11号区域・12号区域（既存の集落））

特例的に開発行為等を認める区域である11号区域・12号区域には、開発不適地である災害危険区域等が含まれていることや、近年の災害により市街化調整区域での浸水被害や土砂災害が多く発生していることを踏まえ、令和4年4月1日以降は、開発行為及び建築行為を行う区域に原則として災害リスクの高いエリアを含むことができなくなります。

11号区域・12号区域に含まない災害リスクの高いエリア	根拠規定
上記災害レッドゾーン	上記のとおり
浸水想定区域 （浸水ハザードエリア）	水防法第15条第1項第4号の浸水想定区域のうち、洪水、雨水、出水又は高潮が発生した場合に住民その他の者の生命又は身体に著しい被害を生ずるおそれがあると認められる土地の区域
政令第8条第1項第2号ロからハに掲げる土地の区域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 溢水、湛水、津波、高潮等による被害の発生のおそれのある土地の区域</li><li>・ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域</li><li>・ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域</li></ul>

## 11号区域・12号区域（既存の集落）の指定 変更後区域（案）

1/10000の図面及び1/2500の図面でウェブサイト、窓口で公表しています。